

## ■事業認可までのスケジュール

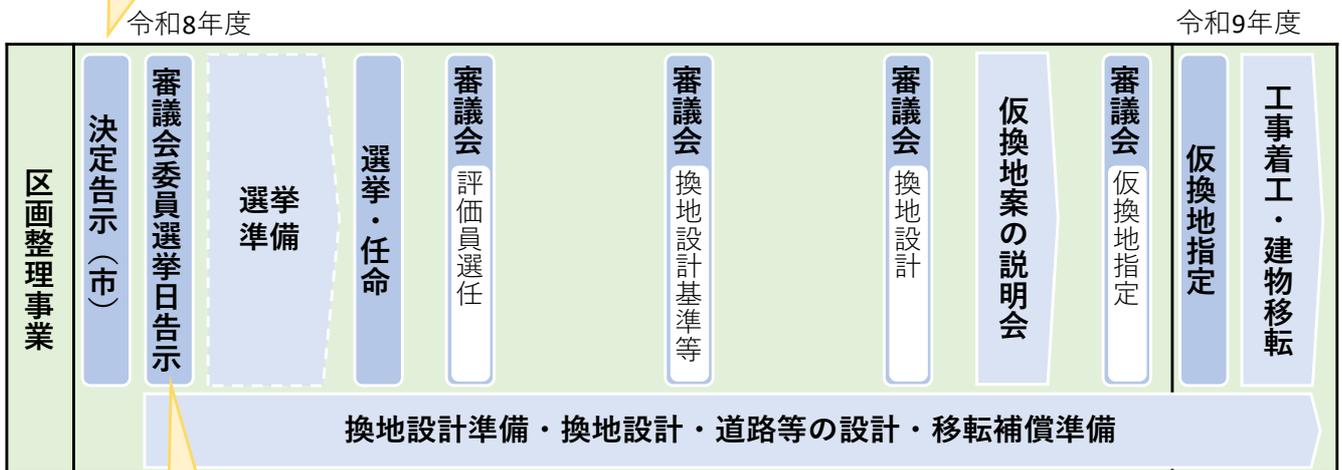
- 3月に事業計画（案）の縦覧（2週間）を実施
- 縦覧期間中を含め、約1か月間意見書の提出が可能
- 意見書が提出されなければ、令和8年度初旬に事業がスタートする見込み

年	R7年度		R8年度	
月	2	3	4	5
認可手続き等	第12回協議会	縦覧・意見書提出 縦覧 3/4～3/17 意見書提出 3/4～3/31	認可申請（市） 審査（県知事） 認可（県知事）	決定告示（市） 事業開始

## ■事業認可から仮換地指定までのスケジュール

- 事業認可（事業計画決定告示）後に審議会発足のための手続き等を実施
- 仮換地指定までに4回程度の土地区画整理審議会を開催予定  
※開催時期は未定
- 令和9年度の工事着工等に向け、道路の設計等の作業を同時に実施

事業計画の決定告示の日に**基準地積が決定**します。  
また、翌日から**未登記借地権などの申告（権利の申告）**ができます。



土地区画整理審議会が設置されます。

## 【土地区画整理審議会とは】

- 審議会の目的  
仮換地の指定や換地計画の作成等、法に定められた処分等を適正かつ公正に実施するための諮問機関
- 審議会委員の構成  
定数は10名で、うち8名は施行地区内の宅地の所有者及び借地権を有する者のなかから選挙によって選出し、2名は学識経験者から瑞穂市長が選任